

吹田市就業体験プログラム実施要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が実施する大学生等の就業体験プログラム研修生（以下「研修生」という。）としての受入れに関し、必要な事項を定め、研修生に対して、就業体験を通じた実践的な研修を行うことにより、大学生等の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的とする。

(実施機関)

第2条 この要領において「実施機関」とは、市長、教育委員会等の地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する執行機関、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

(受入れ)

第3条 研修生は、大学生等の自薦に基づき、実施機関が決定する。

(研修生の身分)

第4条 研修生は、研修期間中、大学等の学生の身分を有し、本市職員の身分は有さない。

(研修の期間)

第5条 研修の期間は、原則として、7日以内とする。

(研修の時間)

第6条 研修の時間は、原則、研修を実施する職場（以下「実施職場」という。）の勤務時間内とする。

(研修の内容)

第7条 研修の内容は、本市業務に関連し、研修生に情報提供できる範囲内のものとする。

(研修の経費)

第8条 研修に係る経費（自宅等から実施職場までの交通費、食費等）は、研修生の負担とする。

2 実施機関は、研修生に対して報酬等は支給しない。

(研修への協力)

第9条 実施職場の職員は、研修の効果が達成されるよう配慮しなければならない。

(服務)

第10条 研修生は、研修時間中は専ら所定の研修に従事し、研修目的の達成に努めなければならない。

2 研修生は、研修期間中、本市職員が遵守すべき法令、条例等及び実施職場の指導、指示等に従わなければならない。

3 研修生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

4 研修生は、研修において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。研修期間後においても同様とする。

5 研修生は、研修の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に実施機関の承認を得なければならない。

6 研修生は、病気等のため予定されていた研修を受けることができない場合には、事前に実施職場にその旨を連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに実施職場にその旨連絡しなければならない。

(研修生に関する情報の保持)

第 11 条 実施機関は、研修生に関する情報を選考及び研修のための連絡調整以外には使用してはならない。

(研修の中止)

第 12 条 実施機関は、研修生が第 10 条の規定に違反した場合、疾病等により研修の継続が困難であることが明らかな場合等には、研修を中止することができる。

(災害補償)

第 13 条 実施機関は、研修生の研修期間中における災害補償については、責任を負わないものとする。

2 研修生は、研修中の事故等により研修生が傷害等を負った場合、又は、研修生が関係者に損害を与えた場合に備え、賠償責任保険等に参加し、自らの責任において、対応しなければならない。

(研修への参加の証明)

第 14 条 実施機関は、研修生から求められた場合は、当該研修生が研修に参加したことについて証明するものとする。

(誓約)

第 15 条 実施機関は、研修生に服務規律の遵守に係る誓約をさせるものとする。

(委任)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、実施にあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。